

新様式

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

変更箇所

□	工作物の構造 (解体工事のみ)	□鉄筋コンクリート造 □その他()			
	工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()			
□	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()		
□		周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
□	工作物に関する調査の結果及び 工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
□		搬出経路	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
□		石綿 (解体・維持・修繕工事のみ)	障害物 □有() □無	障害物 □有() □無	
□			前面道路の幅員 約____m	前面道路の幅員 約____m	
□	その他 付着物 有害物質等	通学路 □有 □無 その他()	通学路 □有 □無 その他()		
□	特定建設資材への付着物	特定建設資材への付着物	特定建設資材への付着物	特定建設資材への付着物	
□	その他	その他	その他	その他	
□	飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等)	飛散性石綿(吹付け)【鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿】	飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則)	飛散性石綿の適正処理の実施	
□	飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等)	飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則)	飛散性石綿の適正処理の実施	
□	非飛散性石綿(スレートボード等)	非飛散性石綿(スレートボード等)	非飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則)	非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	
□	飛散性石綿の適正処理の実施	飛散性石綿の適正処理の実施	飛散性石綿の適正処理の実施	飛散性石綿の適正処理の実施	
□	非飛散性石綿の適正処理の実施	非飛散性石綿の適正処理の実施	非飛散性石綿の適正処理の実施	非飛散性石綿の適正処理の実施	
□	飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	
□	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)		
□	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
□	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
□	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
□	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
□	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
□	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
□	工事の工程の順序 (解体工事のみ)	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()			
□	工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン			
□	廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
□		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
□		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
□		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
□	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
□	備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。